

医療事故の公表について

平成29年12月20日
名古屋大学医学部附属病院

1970年（昭和45年）に名古屋大学医学部附属病院において行われた手術の際、使用した手術材料を体内に遺残した事故が発生いたしましたのでご報告します。

患者さんは愛知県在住80歳代の女性で、2014年（平成26年）4月に当院にて骨盤内腫瘍と診断され、直腸低位前方切除術等を施行しました。術後、切除した骨盤内腫瘍を病理検査したところ、一部にガーゼに似た異物が含まれていました。外注検査の結果、異物は「布のような物（ガーゼなど）」であることが分かりました。

患者さんの過去手術歴は、本院産科婦人科で1970年（昭和45年）に実施した不妊症に対する手術のみでした。他の同部位の外科治療を受けられたことはないことから、当時の本院での手術の際に体内にガーゼなどが遺残した可能性が高い、という結論になりました。

患者さんは本手術により、人工肛門の造設を必要としました。また、この間、長年に亘って腹痛や便秘など苦痛症状を訴えておられました（当院への受診はされていませんでした）。これらの症状は、体内に異物を遺残したことと無関係ではないと判断しております。

検査結果を踏まえ、術後速やかに患者さんご家族に事実を説明し謝罪をいたしました。その後治療を続けましたが、これ以上の改善がないと判断された時点で損害賠償の協議を行い、先日、全ての手続きが終了しました。患者さんのお許しを得たことから、今回、公表を行うものです。

現在はX線不透過のガーゼを用いており、手術で使用したガーゼの数と、回収したガーゼの数が一致しない場合は、必ずレントゲン撮影を行い、遺残がないように努めております。しかし、患者さんが手術を受けられた当時、このような遺残防止対策はとられておりませんでした。

今後は、現在行っている遺残防止対策を確実に実施し、再発防止に努めてまいります。

このたびは患者さん並びにご家族の皆様にご多大な不安と苦痛をおかけしましたことについて、心より深くお詫び申し上げます。